

令和6年度 取手市立取手西小学校 いじめ防止基本方針



いじめとは

※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

いじめ防止への基本理念

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ、並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のための取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

いじめを許さない学校（未然防止）

☆いじめ問題に取り組むための組織

・「学校いじめ対策組織の設置」といじめ防止対策委員会の開催

☆チームで支え合い、高め合う学年・学級づくり

・チーム指導による新たな学年・学級経営
・人格を尊重し、認め励まし合う人間関係作り
・道徳授業の指導内容項目重点化、「考え、議論する道徳」への質的な転換

☆発達支持的・課題予防的生徒指導への転換

・いじめ、不登校を生まない関係・環境づくり
・温かい語りかけと心に響くけじめの指導
・教育相談部会・ケース会議等の効果的活用
・SOS の出し方教育の推進

☆管理から自己決定への転換を図る特別活動の充実

・体験活動の充実 ・自己肯定感を高める主体的活動

☆「あたたかな聞き方」「やさしい話し方」の推進

・規範意識の向上 ・思いやりのある言葉遣い

☆教育相談体制の充実

・定期的な教育相談、教育相談部会の実施

☆発達支持的な生徒指導の取組

・計画的な実践と点検、改善



いじめと感じたら…。 （早期発見）

☆教育相談・個人面談の実施

（7月・12月、及び随時）

☆いじめ防止対策委員会の開催（随時）

☆学校生活アンケートの実施（月1回）

☆教育相談部会の開催（隔週木曜日）

☆チーム支援による児童の見守り

☆職員集会での情報交換（週1回）

☆教職員一人一人がいじめの情報を

いじめ防止対策委員会に報告共有（義務）

いじめは許されない…。 （早期対応、早期解消）

対応として次のことをします！

☆チームで取り組みます。

☆関係機関との連携を図ります。

☆丁寧な指導をします。

- ①いじめられている児童の理解と傷ついた心のケア
- ②被害者のニーズの確認
- ③いじめ加害者と被害者の関係修復
- ④いじめの解消

相談体制

一人で悩まず相談してください。

◆取手西小学校

（担任・学年主任・生徒指導主事・養護教諭 等）

TEL 0297(74)3138

◆取手市子育て支援課

TEL 0297(74)2141

◆いじめ解消サポートセンター

TEL 029(873)6770

◆子どもホットライン（24時間）

TEL 029(221)8181

◆取手市立こども発達センター

TEL 0297(74)2141